

事。

一、陣取小屋切組頭一所ニ可有之事。

一、右頭番替々一組先へ、一日替ニ押可申事。

一、普請并番不仕者有之者、其普請所を明置、交名をしるし可申事。

一、組頭へも不及理、其組をかへ候儀可爲曲事事。

右之趣若相背、猥之作法仕者有之候者誰々ニよらず、組頭として不及申上可成敗、ひいき偏頗仕間敷候。組頭を始として、誓詞を上可申者也。

慶長五年八月二日

(前田利長) 在判

松平九郎右衛門殿

(松平九郎右衛門は、伯耆康定の兄治右衛門の子なり。)

八月三日。前田利長、高島定吉に、江沼郡大聖寺攻城の勝利を報す。

【高島文書】

二二二二

爲見廻書狀令披見候。今日三日ニ大勝寺之城へ取懸、

即時ニ攻入候而、山口父子を始一人も不殘討取、大慶不過之候。何も手柄共仕候事、不大方候。猶追々可申遣候。恐々謹言。

(慶長五年) 八月三日

(前田) 利長 在判

高島石見守殿

八月五日。前田利長、高島定吉に、大聖寺城堀柵普請の爲滞留することを報す。

【普請雜錄】

二二二三

大勝寺之城責果に付而、爲見舞示承候事祝着之至候。當城損候堀柵之普請申付ニ付而、滞留申候。爰許之義可心安候。替様子有之候はゞ、得意可申候。路路も不自由之由候間、切々人遣も可無用候。但差當事候者可被申越候。恐々謹言。

(慶長五年) 八月五日

(前田) 利長 在判

高島石見守殿

(この文書に徴する時は、越登賀三州志に利長が四日陣を越前金津に進め、五日俄かに金津を發して大

聖寺に歸ると言へるものは誤なり。)

八月八日。徳川秀忠、前田利長の臣等が、利長の北國筋仕置の爲加賀・越前の境に出馬したるを報じたるに答ふ。

【遺編類纂】

二二二三

被入念、大久保加賀守・本多佐渡守所迄來札、令披見候。

然者、中納言殿、北國筋爲御仕置、加越之筋御出馬之由、

得其意候。此表仕置等丈夫申付候。猶兩人かたより可申候。恐々謹言。

(慶長五年) 八月八日

(徳川) 秀忠 在判

太田但馬守殿

横山大膳亮殿

山崎長門守殿

八月十二日。前田利長、能美郡淺井の戦役に功を顯したる諸士に感状を與ふ。

【拾遺温故雜帖】

二二二四

今度於小松表淺井之在所、無比類働、其上家中之者共鑑

を合、盡粉骨候条不可勝計候。彌可勵忠切事、尤肝要候。謹言。

(慶長五年) 八月十二日

(前田) 利長 在判

太田但馬守殿

【拾遺温故雜帖】

二二二五

今度於小松表淺井之在所、一番ニ合鑑、其働無比類之條、爲褒美刀・熨付之脇指并黄金三枚遣之訖。彌可抽忠節之事、尤肝要候。謹言。

(慶長五年) 八月十二日

利長 在判

松平久兵衛殿

【水越文書】 武藏

二二二六

今度於小松表淺井之在所合鑑、其働無比類之條、爲褒美熨付脇指并黄金三枚遣之訖。彌可勵忠節之事尤肝要候。謹言。

(慶長五年) 八月十二日

利長 在判